

プレス発表

使用済自動車の再資源化等に関する法律施行令の一部を改正する政令案の概要

平成 1 5 年 7 月
経 済 産 業 省
環 境 省

1. 趣旨

指定再資源化機関が解体自動車又は特定再資源化物品の再資源化に必要な行為を他人に委託する場合の基準等について規定するもの。

2. 概要

引取業者が使用済自動車の引取りを求めた者に対し行う書面の交付に代えて当該書面に記載すべき事項を電磁的方法を用いて提供する場合の承諾の手続

【本則：施行令(第10条)】

指定再資源化機関が解体自動車又は特定再資源化物品の再資源化に必要な行為を他人に委託する場合の基準

【本則：施行令(第17条)】

引取業者、フロン類回収業者及び解体業者が使用済自動車一般廃棄物の収集又は運搬を他人に委託する場合の基準

【本則：施行令(第18条)】

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行令の一部改正

【附則第2条、第3条】

3. 施行期日

平成 1 7 年 1 月 1 日

【問い合わせ先】

経済産業省製造産業局自動車課

小林、新田、佐久間

TEL : 0 3 - 3 5 0 1 - 1 6 9 0

使用済自動車の再資源化等に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 引取業者が使用済自動車の引取りを求めた者に対し行う書面の交付に代えて当該書面に記載すべき事項を電磁的方法を用いて提供する場合の承諾の手続を規定すること。
(第十条関係)

第二 指定再資源化機関が解体自動車又は特定再資源化物品の再資源化に必要な行為を他人に委託する場合の基準を規定すること。
(第十七条関係)

第三 引取業者、フロン類回収業者及び解体業者が使用済自動車一般廃棄物の収集又は運搬を他人に委託する場合の基準を規定すること。
(第十八条関係)

第四 その他所要の規定の整備を行うこと。

第五 附則

一 この政令の施行期日を平成十七年一月一日とすること。
(附則第一条関係)

二 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行令(平成十三年政令第三百九十六号)の一部を改正するとともにその他所要の経過措置を規定すること。

(附則第二条及び附則第三条関係)

政令第 号

使用済自動車の再資源化等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）の一部の施行に伴い、並びに同法第八十条第二項並びに第二百二十二条第六項及び第十一項の規定に基づき、この政令を制定する。

使用済自動車の再資源化等に関する法律施行令（平成十四年政令第三百八十九号）の一部を次のように改正する。

第十八条を第二十一条とし、第十七条を第二十条とし、第十六条を第十九条とし、第十五条を第十六条とし、同条の次に次の二条を加える。

（法第二百二十二条第六項の政令で定める基準）

第十七条 法第二百二十二条第六項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 指定再資源化機関の委託を受けて解体自動車又は特定再資源化物品の再資源化に必要な行為（一般廃棄物（廃棄物処理法第二条第二項第二に規定する一般廃棄物をいう。以下同じ。）又は産業廃棄物（廃棄物処理法第二条第四項に規定する産業廃棄物をいう。）の収集若しくは運搬又は処分（再生を含む。以下

この条において同じ。)に該当するものに限る。以下この条において同じ。)を実施する者(以下この条において「受託者」という。)が当該行為を業として実施するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有する者であること。

二 受託者が次のいずれにも該当しないものであること。

イ 前条第二号イからニまで、へ及びリのいずれかに該当する者

ロ 解体自動車又は特定再資源化物品の再資源化に必要な行為の実施に関し不正又は不誠実な行為をす
るおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

ハ 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人がイ又はロに該当するもの

ニ 法人でその役員又はその使用人(次に掲げるものの代表者であるものに限る。ホにおいて同じ。)のうちイ又はロに該当する者のあるもの

(1) 本店又は支店(商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所)

(2) (1)に規定する本店又は支店のほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄

物の収集若しくは運搬又は処分の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

ホ 個人でその使用人のうちにイ又はロに該当する者のあるもの

三 受託者が自ら解体自動車又は特定再資源化物品の再資源化に必要な行為を実施する者であること。

(法第二百二十二条第十一項の政令で定める基準)

第十八条 法第二百二十二条第十一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 引取業者及びフロン類回収業者並びに解体業者(法第十五条の規定により使用済自動車一般廃棄物を引き取り、若しくは法第十六条第六項の規定により使用済自動車一般廃棄物の引渡しを受け、又は同項の規定により使用済自動車一般廃棄物を引き渡す者に限る。)の委託を受けて使用済自動車一般廃棄物の収集又は運搬を実施する者(以下この条において「受託者」という。)が次のいずれかに該当するものであること。

イ 他人の一般廃棄物の収集又は運搬を業として行うことができる者であつて委託しようとする使用済自動車一般廃棄物の収集又は運搬がその事業の範囲に含まれるもの

ロ 法第二百二十三条第一項の規定により使用済自動車一般廃棄物の収集又は運搬を業として行うことができる産業廃棄物収集運搬業者

二 受託者が自ら使用済自動車一般廃棄物の収集又は運搬を実施する者であること。

第十四条を第十五条とし、第十条から第十三条までを一条ずつ繰り下げ、第九条の次に次の一条を加える。

(情報通信の技術を利用する方法に係る承諾等)

第十条 引取業者は、法第八十条第二項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該使用済自動車の引取りを求めた者に対し、その用いる同項前段に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た引取業者は、当該使用済自動車の引取りを求めた者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該使用済自動車の引取りを求めた者に対し、法第八十条第二項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該使用済自動車の引取りを求めた者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、使用済自動車の再資源化等に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成十七年一月一日）から施行する。

（特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行令の一部改正）

第二条 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行令（平成十三年政令第三百九十六号）の一部を次のように改正する。

第一条を削る。

第二条第一項を削り、同条第二項中「第七十条」を「第四十三条」に、「第五十四条及び第五十五条」を「第三十五条及び第三十六条」に改め、「引取り」の下に「若しくは破壊の受託」を加え、同項を同条第一項とし、同条第三項中「第七十条」を「第四十三条」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項及び第五項を削り、同条を第一条とする。

第三条第一項を削り、同条第二項中「第七十一条第一項」を「第四十四条第一項」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「第七十一条第一項」を「第四十四条第一項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項及び第五項を削り、同条を第二条とする。

第四条第一項中「第七十二条」を「第四十五条」に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条第一項を同条とし、同条を第三条とする。

(特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置)

第三条 この政令の施行の日前に使用済自動車の再資源化等に関する法律附則第十八条の規定による改正前の特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（平成十三年法律第六十四号）第三十六条の規定により第二種特定製品引取業者に引き渡された第二種特定製品については、前条の規定による改正前の特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行令の規定は、なおその効力を有する。

理由

使用済自動車の再資源化等に関する法律の一部の施行に伴い、指定再資源化機関が解体自動車又は特定再資源化物品の再資源化に必要な行為を他人に委託する場合の基準等を定める必要があるからである。

使用済自動車の再資源化等に関する法律施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文
使用済自動車の再資源化等に関する法律施行令（平成十四年政令第三百八十九号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現

行

（情報通信の技術を利用する方法に係る承諾等）

第十条 引取業者は、法第八十条第二項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該使用済自動車の引取りを求めた者に対し、その用いる同項前段に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た引取業者は、当該使用済自動車の引取りを求めた者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該使用済自動車の引取りを求めた者に対し、法第八十条第二項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該使用済自動車の引取りを求めた者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

第十一条～第十六条 （略）

第十条～第十五条 （略）

（法第二百二十二条第六項の政令で定める基準）

第十七条 法第二百二十二条第六項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 指定再資源化機関の委託を受けて解体自動車又は特定再資源化物品の再資源化に必要な行為（一般廃棄物（廃棄物処理法第二条第二項に規定する一般廃棄物をいう。以下同じ。）又は産業廃棄物（産業廃棄物処理法第二条第四項に規定する産業廃棄物をいう。）の収集若しくは運搬又は処分（再生を含む。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。以下この条において同じ。）を実施する者（以下この条において

「受託者」という。)が当該行為を業として実施するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有する者であること。

二 受託者が次のいずれにも該当しないものであること。

イ 前条第二号イからニまで、へ及びリのいずれかに該当する者

ロ 解体自動車又は特定再資源化物品の再資源化に必要な行為の実施に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがある
と認めるに足りる相当の理由がある者

ハ 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人がイ又はロに該当するもの

ニ 法人でその役員又はその使用人(次に掲げるものの代表者であるものに限る。ホにおいて同じ。)のうちにイ又はロに該当する者のあるもの

(1) 本店又は支店(商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所)

(2) (1)に規定する本店又は支店のほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

ホ 個人でその使用人のうちにイ又はロに該当する者のあるもの

三 受託者が自ら解体自動車又は特定再資源化物品の再資源化に必要な行為を実施する者であること。

(法第百二十二条第十一項の政令で定める基準)

第十八条 法第百二十二条第十一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 引取業者及びフロン類回収業者並びに解体業者(法第十五条の規定により使用済自動車一般廃棄物を引き取り、若しくは法第十六条第六項の規定により使用済自動車一般廃棄物の引渡しを受け、又は同項の規定により使用済自動車一般廃棄物を引き渡す者に限る。)の委託を受けて使用済自動車一般

廃棄物の収集又は運搬を実施する者（以下この条において「受託者」という。）が次のいずれかに該当するものであること。

- イ 他人の一般廃棄物の収集又は運搬を業として行うことができる者であつて委託しようとする使用済自動車一般廃棄物の収集又は運搬がその事業の範囲に含まれるもの
- ロ 法第二百二十三条第一項の規定により使用済自動車一般廃棄物の収集又は運搬を業として行うことができる産業廃棄物収集運搬業者
- 二 受託者が自ら使用済自動車一般廃棄物の収集又は運搬を実施する者であること。

第十九条～第二十一条（略）

第十六条～第十八条（略）

改 正 案

現 行

（報告の徴収）
第一条

主務大臣は、法第四十三条の規定により、法第三十五条及び第三十六条の規定による措置に関し必要があると認めるときは、フロン類破壊業者に対し、フロン類の引取り若しくは破壊の受託又は破壊の実施の状況に関し報告を求めることができる。

（法第二条第三項の政令で定める自動車）
第一条 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（以下「法」という。）（第二条第三項の政令で定める自動車は、次のとおりとする。）
一 被けん引車（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）（第二条第二項に規定する自動車（けん引して陸上を移動させることを目的として製作した用具に限る。）をいう。以下この条において同じ。）
二 道路運送車両法第三条に規定する小型自動車及び軽自動車（被けん引車を除く。）であつて、二輪のもの（側車付きのものを含む。）
三 道路運送車両法第三条に規定する大型特殊自動車及び小型特殊自動車（被けん引車を除く。）

（報告の徴収）

第二条 主務大臣は、法第七十条の規定により、法第四十二条第二項、第四十三条第三項、第五項及び第七項、第五十九条、第六十二条並びに第六十四条第三項及び第四項の規定による措置に関し必要があると認めるときは、自動車製造業者等に対し、フロン類の引取り、引渡し若しくは運搬の実施の状況、法第五十七条第一項に規定する料金若しくは法第六十条第一項の規定により自動車を運行の用に供する者に請求する料金の設定の状況又は自動車フロン類管理書の保存の状況に関し報告を求めることができる。

2 主務大臣は、法第七十条の規定により、法第五十四条及び第五十五条の規定による措置に関し必要があると認めるときは、フロン類破壊業者に対し、フロン類の引取り又は破壊の実施の状況に関し報告を求めることができる。

2 都道府県知事は、法第四十三条の規定により、法第二十三条及び第二十四条の規定による措置に関し必要があると認めるときは、その登録を受けた第一種フロン類回収業者に対し、フロン類の引取り、引渡し、回収又は運搬の実施の状況に関し報告を求めることができる。

(立入検査)

第二条

主務大臣は、法第四十四条第一項の規定により、その職員に、フロン類破壊業者の事務所又は事業所に立ち入り、フロン類破壊施設及びその関連施設並びに関係帳簿書類を検査させることができる。

2 都道府県知事は、法第四十四条第一項の規定により、その職員に、その登録を受けた第一種フロン類回収業者の事務所若しくは事業所又はフロン類の回収の業務を行う場所に立ち入り、

3 都道府県知事は、法第七十条の規定により、法第二十三条及び第二十四条の規定による措置に関し必要があると認めるときは、その登録を受けた第一種フロン類回収業者に対し、フロン類の引取り、引渡し、回収又は運搬の実施の状況に関し報告を求めることができる。

4 都道府県知事は、法第七十条の規定により、法第四十二条第一項、第四十三条第四項及び第六項並びに第六十四条第一項及び第二項の規定による措置に関し必要があると認めるときは、その登録を受けた第二種特定製品引取業者に対し、第二種特定製品の引取り若しくはフロン類の引渡しの実施の状況、自動車フロン類管理書の添付又は自動車フロン類管理書の写しの保存若しくは閲覧の状況に関し報告を求めることができる。

5 都道府県知事は、法第七十条の規定により、法第四十二条第一項、第四十三条第一項、第四項及び第六項並びに第六十四条第一項及び第二項の規定による措置に関し必要があると認めるときは、その登録を受けた第二種フロン類回収業者に対し、フロン類の引取り、引渡し、回収若しくは運搬の実施の状況、自動車フロン類管理書の添付又は自動車フロン類管理書の写しの保存若しくは閲覧の状況に関し報告を求めることができる。

(立入検査)

第三条

主務大臣は、法第七十一条第一項の規定により、その職員に、自動車製造業者等の事務所又は事業所に立ち入り、フロン類の引取り及び引渡しの用に供する施設並びにその関連施設並びに関係帳簿書類を検査させることができる。

2 主務大臣は、法第七十一条第一項の規定により、その職員に、フロン類破壊業者の事務所又は事業所に立ち入り、フロン類破壊施設及びその関連施設並びに関係帳簿書類を検査させることができる。

3 都道府県知事は、法第七十一条第一項の規定により、その職員に、その登録を受けた第一種フロン類回収業者の事務所若しくは事業所又はフロン類の回収の業務を行う場所に立ち入り、

第一種特定製品に冷媒として充てんされているフロン類の回収の用に供する設備及びその関連施設並びに係帳簿書類を検査させることができる。

- 4 都道府県知事は、法第七十一条第一項の規定により、その職員に、その登録を受けた第二種特定製品引取業者の事務所又は事業所に立ち入り、第二種特定製品の引取り及びフロン類の引渡しの用に供する施設並びにその関連施設並びに係帳簿書類を検査させることができる。
- 5 都道府県知事は、法第七十一条第一項の規定により、その職員に、その登録を受けた第二種フロン類回収業者の事務所若しくは事業所又はフロン類の回収の業務を行う場所に立ち入り、第二種特定製品に冷媒として充てんされているフロン類の回収の用に供する設備及びその関連施設並びに係帳簿書類を検査させることができる。

(権限の委任)

第三条 法第四十五条の規定による主務大臣の権限のうち国土交通大臣に属する権限については、地方運輸局長、運輸監理部長又は運輸支局長も行うことができる。

(権限の委任)

- 4 第四条 法第七十二条の規定による主務大臣の権限のうち国土交通大臣に属する権限については、地方運輸局長、運輸監理部長又は運輸支局長も行うことができる。
- 2 法第三十二条第一項、第三項、第五項及び第九項並びに法第三十三条第二項において読み替えて準用する法第十三条第一項、第十五条第一項及び第十七条第一項に規定する国土交通大臣の権限は、地方運輸局長に委任する。
- 3 次に掲げる都道府県知事の権限に属する事務であつて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条において「指定都市」という。）の区域内に事業所を有する第二種特定製品引取業者及び第二種フロン類回収業者に関するものは、当該区域を管轄する指定都市の長が行つこととする。この場合においては、法中前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、指定都市の長に関する規定として指定都市の長に適用があるものとする。
- 一 第二種特定製品引取業者に関する法第二十五条から第二十

七条まで（これらの規定を法第二十八条において準用する法第十二条第二項、第十三条第二項及び第十七条第二項においてそれぞれ読み替えて準用する場合を含む。）、法第二十八条において準用する法第十三条第一項、第十四条、第十五条第一項、第十六条及び第十七条第一項、法第四十二条第一項、法第四十三条第四項及び第六項、法第六十四条第一項及び第二項、法第七十条並びに法第七十一条第一項に規定する事務

二 第二種フロン類回収業者に関する法第二十九条から第三十一条まで（これらの規定を法第三十三条第一項において準用する法第十二条第二項、第十三条第二項及び第十七条第二項並びに法第三十三条第二項において準用する法第十七条第二項においてそれぞれ読み替えて準用する場合を含む。）、法第三十二条第一項、第二項（第六項において準用する場合を含む。）、第三項、第七項及び第九項、同条第四項（第六項において準用する場合を含む。）において準用する法第三十条第二項及び第三十一条第二項、法第三十三条第一項において準用する法第十三条第一項、第十四条、第十五条第一項、第十六条、第十七条第一項及び第二十二條第二項、法第三十三條第二項、第三十三條第二項において準用する法第十四條、第十六條、第十七條第一項及び第二十二條第二項、法第三十四條、法第四十二条第一項、法第四十三条第一項、第二項、第四項及び第六項、法第六十四条第一項及び第二項、法第七十条並びに法第七十一条第一項に規定する事務

使用済自動車の再資源化等に関する法律施行令の一部を改正する政令案 参照条文

使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）（抄）

（解体業者の引取義務）

第十五条 解体業者は、引取業者から第十条の使用済自動車の引取りを求められ、又はフロン類回収業者から前条の使用済自動車の引取りを求められたときは、主務省令で定める正当な理由がある場合を除き、当該使用済自動車を引き取らなければならない。

（解体業者の再資源化実施義務等）

第十六条（略）

2～5（略）

6 解体業者は、その引き取った使用済自動車の解体を自ら行わないときは、速やかに、他の解体業者に当該使用済自動車を引き渡さなければならない。

7（略）

（書面の交付）

第八十条 引取業者は、使用済自動車を引き取るときは、主務省令で定めるところにより、当該使用済自動車の引取りを求めた者に対し、自己の氏名又は名称、当該使用済自動車の車台番号（これに類するものとして主務省令で定めるものを含む。以下同じ。）その他の主務省令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。

2 引取業者は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該使用済自動車の引取りを求めた者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該引取業者は、当該書面を交付したものとみなす。

（関連事業者等に係る廃棄物処理法の特例）

第二百二十二条（略）

2～5（略）

6 指定再資源化機関は、前項に規定する行為を他人に委託する場合には、政令で定める基準に従わなければならない。

7～10（略）

11 引取業者及びフロン類回収業者並びに解体業者（第十五条の規定により使用済自動車（一般廃棄物であるものに限る。以下「使用済自動車一般廃棄物」という。）を引き取り、若しくは第十六条第六項の規定により使用済自動車一般廃棄物の引渡しを受け、又は同項の規定により使用済自動車一般廃棄物を引き渡す者に限る。）は、使用済自動車一般廃棄物の収集又は運搬を他人に委託する場合には、政令で定める基準に従わなければならない。

(一般廃棄物処理業者等に係る廃棄物処理法の特例)

第二百二十三条 産業廃棄物収集運搬業者(引取業者、フロン類回収業者又は解体業者の委託を受けて使用済自動車産業廃棄物の収集又は運搬を業として行う者に限る。)は、廃棄物処理法第七条第一項の規定にかかわらず、使用済自動車一般廃棄物の収集又は運搬の業を行うことができる。この場合において、その者は、廃棄物処理法第六条の第二項に規定する一般廃棄物処理基準(以下単に「一般廃棄物処理基準」という。)に従い、使用済自動車一般廃棄物の収集又は運搬を行わなければならない。

2・3 (略)

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十二条、第二十三条第四項、第二十四条、第二十八条から第三十条まで、第三十四条から第四十一条まで、第三章第三節及び第四節(第六十五条(第七十二条において準用する場合を含む。))を除く。)、第七十三条第四項(情報管理料金の認可に係る部分に限る。)、第五項、第六項(料金の認可に係る部分に限る。))及び第七項、第七十八条第三項(手数料の認可に係る部分に限る。)、第七十九条、第八十二条第三項及び第八十五条第四項(これらの規定中手数料の認可に係る部分に限る。)、第二百二十二条第二項及び第三項並びに第八項から第十項まで(解体業者及び破砕業者に係る部分に限る。)、第二百二十三条、第二百二十五条、第二百二十六条、第二百三十条第一項及び第三項、第二百三十一条、第二百三十四条、第二百三十八条第三号(第六十六条(第七十二条において読み替えて準用する場合を含む。))に係る部分に限る。))及び第四号から第六号まで、第二百三十九条第二号(第二十四条第三項、第三十五条第二項及び第三十八条第二項に係る部分に限る。)、第四百零条第二号(第六十三条第一項、第六十四条(第七十二条において準用する場合を含む。))及び第七十一条第一項に係る部分に限る。)、第三号及び第四号、第四百四十二条並びに第四百四十三条第一号並びに附則第五条から第七条までの規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

二 第八条から第二十一条まで、第二十三条第一項から第三項まで、第二十五条から第二十七条まで、第三十一条から第三十三条まで、第三章第一節及び第二節、第六十五条(第七十二条において準用する場合を含む。)、第七十三条第一項から第三項まで、第四項(情報管理料金の認可に係る部分を除く。))及び第六項(料金の認可に係る部分を除く。))、第七十五条から第七十七条まで、第七十八条第一項、第二項及び第三項(手数料の認可に係る部分を除く。)、第五章(第八十二条第三項及び第八十五条第四項(これらの規定中手数料の認可に係る部分に限る。))を除く。)、第二百一十一条、第二百二十二条(第二項及び第三項並びに第八項から第十項まで(解体業者及び破砕業者に係る部分に限る。))を除く。)、第二百二十四条、第二百三十条第二項、第二百三十七条、第二百三十八条第一号、第二号及び第三号(第六十六条(第七十二条において読み替えて準用する場合を含む。))に係る部分を除く。)、第二百三十九条第一号及び第二号(第二十四条第三項、第三十五条第二項及び第三十八条第二項に係る部分

を除く。)、第四百十条第一号及び第二号(第六十三条第一項、第六十四条(第七十二条において準用する場合を含む。))及び第七十一条第一項に係る部分を除く。)並びに第四百十三号第二号並びに附則第三条、第四条、第八条、第九条、第十五条、第十六条、第十八条及び第十九条の規定 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第七十四条及び附則第十条の規定 前号に掲げる規定の施行の日から起算して一月を経過した日

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三百三十七号)(抄)

(定義)

第二条 この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの(放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。)をいう。

2 この法律において「一般廃棄物」とは、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

3 (略)

4 この法律において「産業廃棄物」とは、次に掲げる廃棄物をいう。

一 事業活動に伴つて生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物

二 輸入された廃棄物(前号に掲げる廃棄物、船舶及び航空機の航行に伴い生ずる廃棄物(政令で定めるものに限る。第十五条の四の三第一項において「航行廃棄物」という。))並びに本邦に入国する者が携帯する廃棄物(政令で定めるものに限る。同項において「携帯廃棄物」という。)を除く。)

5・6 (略)

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(平成十三年法律第六十四号)

(第二種特定製品引取業者の引取義務)

第三十六条 第二種特定製品引取業者は、第二種特定製品廃棄者から前条に規定する第二種特定製品の引取りを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、当該第二種特定製品を引き取らなければならない。